

令和3年度対象
定期監査結果について

(令和3年11月～令和4年9月実施)

令和5年2月

山形県監査委員事務局

目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の範囲及び目的	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の着眼点及び重点監査項目	1
5	対象機関の数	2
6	監査実施期間	3
7	監査の執行者	3
第2	監査結果の概要	
1	監査結果の処理	3
2	指摘・注意事項の件数	3
3	指摘・注意事項の内容並びに発生要因	5
4	部局別状況	8
5	重点監査項目の監査結果	9
6	財務事務の適正執行に向けて	9
第3	部局別監査結果	
1	総務部	10
2	みらい企画創造部	11
3	防災くらし安心部	11
4	環境エネルギー部	11
5	しあわせ子育て応援部	13
6	健康福祉部	14
7	産業労働部	16
8	観光文化スポーツ部	17
9	農林水産部	17
10	県土整備部	20
11	会計局	21
12	村山総合支庁	21
13	最上総合支庁	23
14	置賜総合支庁	24
15	庄内総合支庁	25
16	東京事務所	25
17	企業局	25
18	病院事業局	26
19	県議会	26
20	教育委員会	27
21	警察本部	34
22	その他委員会等	35

第1 監査の概要

山形県監査委員監査基準（令和2年3月山形県監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び定期監査実施要綱（平成10年4月監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

3 監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第5に基づき事務局職員による予備監査を行い、その後、同要綱第4に基づき監査委員による本監査を行った。

（1）予備監査

事務局職員が監査対象機関（以下「対象機関」という。）に出向き、監査調書を基に対象機関の職員から説明を聴取するとともに、関係書類や帳簿を検査し、必要に応じて資料の提出を求めて検分する方法により行った。

（2）本監査

監査委員が対象機関に出向き、監査調書の内容や事務事業の実態を調査し、併せて対象機関の所属長等から説明を聴取する方法により行った。ただし、監査実施計画において書面監査により実施することとしている対象機関の本監査は、監査調書等を基に書面監査を行った。

なお、新型コロナウイルスの感染状況に応じて関係書類又は帳簿の検査を省略したり、実地監査を書面監査やICTを活用したオンライン方式による監査に変更したりして行った。

4 監査の着眼点及び重点監査項目

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて確認を行うとともに、「不適正な事務処理を未然に防止するための取組」を重点監査項目に位置づけ、各対象機関における財務事務の適正執行に向けた取組状況についても聴取を行った。

5 対象機関の数

表1 (部局別の対象機関数及び実施機関数)

(単位：機関)

部 局	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
総務部	10	10	5	5
みらい企画創造部	7	7	4	3
防災くらし安心部	8	8	4	4
環境エネルギー部	6	6	3	3
しあわせ子育て応援部	8	8	4	4
健康福祉部	15	15	6	9
産業労働部	15	15	8	7
観光文化スポーツ部	4	4	3	1
農林水産部	22	22	12	10
県土整備部	14	14	8	6
会計局	1	1	1	-
村山総合支庁	4	4	4	-
最上総合支庁	4	4	4	-
置賜総合支庁	4	4	4	-
庄内総合支庁	4	4	4	-
東京事務所	1	1	1	-
企業局	6	6	2	4
病院事業局	5	5	4	1
県議会	1	1	1	-
教育委員会	74	74	25	49
警察本部	15	15	9	6
その他委員会等	3	3	-	3
合 計	231	231	116	115

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) しあわせ子育て応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談センター及び金谷寮並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察本部は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

6 監査実施期間

令和3年11月17日から令和4年9月2日まで

7 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	星川純一
同	森谷仙一郎
同	松田義彦
同	海老名信乃

第2 監査結果の概要

1 監査結果の処理

監査の結果については、実施要綱第9に基づき、対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、是正又は改善を要すると認められるものについては、次の区分により指摘事項又は注意事項とした。

なお、指摘事項に係る処理状況又は改善方針については、文書で回答を求めた。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反し重大と認められるもの
- イ 著しく妥当性を欠くと認められるもの
- ウ 予算目的に反する行為をしたもの
- エ 経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要すると認められるもの
- オ 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの
- カ その他指摘することが適当と認められるもの

(2) 注意事項

- ア 指摘事項には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があると認められるもの
- イ その他注意することが適当と認められるもの

2 指摘・注意事項の件数

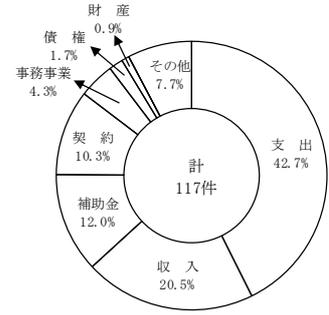
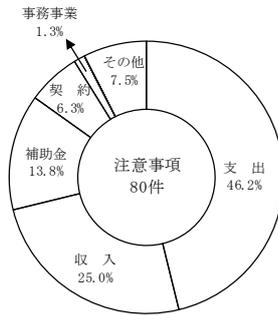
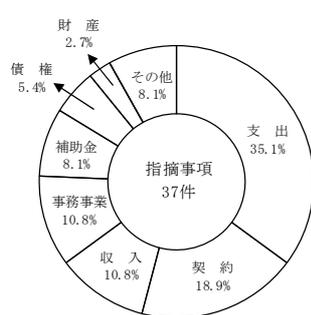
定期監査の結果、指摘事項又は注意事項として是正又は改善を要すると認められたものは117件であり、前年度の90件から27件増加した。事務の区分では、「支出事務」が50件で最も多く、次いで「収入事務」が24件であった。

表2 (定期監査における指摘・注意事項)

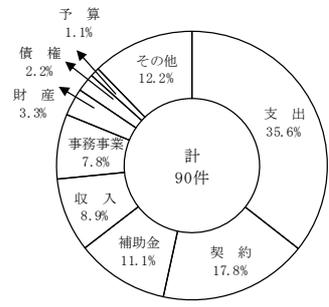
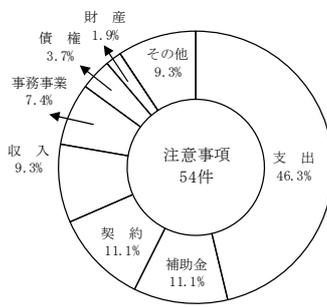
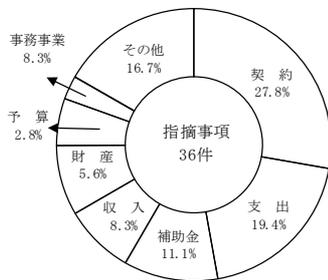
(単位：件)

区 分	令和3年度			令和2年度			増 減		
	指摘	注意	計	指摘	注意	計	指摘	注意	計
支 出 事 務	13	37	50	7	25	32	6	12	18
収 入 事 務	4	20	24	3	5	8	1	15	16
補助金等交付事務	3	11	14	4	6	10	△1	5	4
契 約 事 務	7	5	12	10	6	16	△3	△1	△4
事務事業の執行管理	4	1	5	3	4	7	1	△3	△2
債 権 管 理 事 務	2	-	2	-	2	2	2	△2	-
財 産 管 理	1	-	1	2	1	3	△1	△1	△2
予 算 執 行 等	-	-	-	1	-	1	△1	-	△1
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの）	3	6	9	6	5	11	△3	1	△2
計	37	80	117	36	54	90	1	26	27

(令和3年度)



(令和2年度)



3 指摘・注意事項の内容並びに発生要因

(1) 指摘・注意事項の内容

ア 支出事務 (50件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	6	19	25
(イ) 諸手当や赴任旅費の算定を誤ったものなど、報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費の支給が適切でないもの	-	9	9
(ウ) 請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	3	2	5
(エ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの	2	3	5
(オ) その他 (前渡資金の精算が遅延したもの、支払先を誤って支出したことにより返納の是正を行ったもの など)	2	4	6
計	13	37	50

イ 収入事務 (24件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものや、調定額又は収入科目を誤って調定を行ったものなど、収入の調定が適切でないもの	1	18	19
(イ) 法令に基づき無償とすべきところ誤って徴収していたものや、現金の金融機関への払込みが遅延したものなど、収入事務が適切でないもの	3	2	5
計	4	20	24

ウ 補助金等交付事務 (14件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上になったものなど、補助金等の交付事務が遅延したもの	2	4	6
(イ) 交付額や事業に要する経費に大幅な減額があったにもかかわらず、要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの	-	5	5
(ウ) その他 (補助金等の支払時期及び金額が適切でないもの、変更交付決定等に伴う補助金の返還について戻入決定が遅延したもの など)	1	2	3
計	3	11	14

エ 契約事務（12件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 入札後に落札決定を取り消し又は入札を取り止めたもの	2	2	4
(イ) 契約保証金を徴すべきところ徴していないものや、保証期間の変更手続が行われていないものなど、契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの	3	1	4
(ウ) その他（債務の履行確認が遅延したもの、特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものなど）	2	2	4
計	7	5	12

オ 事務事業の執行管理（5件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 関係規程の取扱いを誤り、施設使用料の還付手続を行っていないものや、児童扶養手当の認定にあたり、児童扶養手当法に基づく療育費の取扱い又は障害基礎年金等に係る算定を誤ったものなど、関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	2	-	2
(イ) 諸手当の支給誤りが多数発生したものや、3年連続で調定手続の遅延が繰り返されたものなど、執行管理体制が適切でないもの	2	-	2
(ウ) 教育財産使用料に係る調定収入票を紛失したもの	-	1	1
計	4	1	5

カ 債権管理事務（2件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 催告などの債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの	2	-	2
計	2	-	2

キ 財産管理（1件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの	1	-	1
計	1	-	1

ク その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの）（9件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 給料、諸手当の支給が適切でないもの	1	3	4
(イ) 収入の調定が適切でないもの	1	1	2
(ウ) 契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	1	-	1
(エ) 支出額を誤ったもの	-	1	1
(オ) 財産台帳への記載が滞っているもの	-	1	1
計	3	6	9

前回監査（令和2年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和3年度も同様の不適正な事務処理を行っていたもの

（2）発生要因

不適正な事務処理の発生要因について対象機関から聴き取り等を行ったところ、

- ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま、誤った判断の下に事務処理を行ってしまったこと
- イ 決裁過程における業務管理者等による組織的なチェックや処理期限の共有など進捗管理が徹底されていなかったこと などが挙げられた。

主な事例は次のとおりである。

- ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま処理が行われているもの
 - ・ 関係規程の改正に対する理解が不十分だったことにより、調定額を誤ったもの
 - ・ 期末・勤勉手当等の各種手当の手続に関する理解が不十分だったことにより、手当の支給額や支給時期を誤り、追給や返納を要したもの
 - ・ 契約保証金の徴収免除規定に関する理解が不十分だったことにより、契約保証金を徴すべきところ徴していないもの
 - ・ 補助金の交付要綱に関する理解が不十分だったことにより、交付額や事業に要する経費に大幅な減額があったにもかかわらず、交付要綱に定める変更承認手続を行っていないもの
 - ・ 財産の目的外使用許可の手続に関する理解が不十分だったことにより、申請に対して使用許可を行わないで財産を使用させているもの
- など
- イ 組織的なチェックや進捗管理が徹底されていなかったもの
 - ・ 事務処理の期限等が組織で共有されていなかったため、事務担当職員の業務多忙や失念により収入や支出等の手続が遅延したもの
 - ・ 新規採用職員等の事務に不慣れな職員や休暇取得等の不在職員が担当する事務について、組織的な対応が徹底されていなかったため、収入や支出等の手続が遅延したもの
 - ・ 人事異動時の業務の引継が徹底されていなかったため、必要な時期に収入の手続が行われず、遅延したもの

- 入札事務に関して、予定価格の算定における組織的な確認が徹底されていないため、落札決定を取り消したり、入札開始後に入札を取り止めたものなど

4 部局別状況

指摘・注意事項の件数を部局別にみると、教育委員会が36件(30.8%)で最も多く、次いで農林水産部が11件(9.4%)、環境エネルギー部と村山総合支庁が7件(6.0%)となっている。

1 機関あたりの件数を令和2年度と比較すると、14部局等で増加、4部局等で減少している。

表3 (指摘・注意事項の部局別状況)

(単位：件)

部 局	令和3年度			令和2年度			増減		
	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数
総務部	10	5	0.5	10	3	0.3	-	2	0.2
みらい企画創造部	7	4	0.6	7	-	0.0	-	4	0.6
防災くらし安心部	8	2	0.3	7	3	0.4	1	△1	△0.1
環境エネルギー部	6	7	1.2	6	-	0.0	-	7	1.2
しあわせ子育て応援部	8	5	0.6	8	3	0.4	-	2	0.2
健康福祉部	15	5	0.3	15	2	0.1	-	3	0.2
産業労働部	15	3	0.2	16	7	0.4	△1	△4	△0.2
観光文化スポーツ部	4	4	1.0	5	-	0.0	△1	4	1.0
農林水産部	22	11	0.5	22	10	0.5	-	1	-
県土整備部	14	6	0.4	14	3	0.2	-	3	0.2
会計局	1	1	1.0	1	-	0.0	-	1	1.0
村山総合支庁	4	7	1.8	4	5	1.3	-	2	0.5
最上総合支庁	4	5	1.3	4	5	1.3	-	-	-
置賜総合支庁	4	4	1.0	4	3	0.8	-	1	0.2
庄内総合支庁	4	3	0.8	4	8	2.0	-	△5	△1.2
東京事務所	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	-
企業局	6	1	0.2	6	3	0.5	-	△2	△0.3
病院事業局	5	3	0.6	5	1	0.2	-	2	0.4
県議会	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	-
教育委員会	74	36	0.5	74	34	0.5	-	2	-
警察本部	15	5	0.3	15	-	0.0	-	5	0.3
その他委員会等	3	-	0.0	3	-	0.0	-	-	0.0
合 計	231	117	0.5	232	90	0.4	△1	27	0.1

(注) 1 対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

5 重点監査項目の監査結果

重点監査項目として設定した「不適正な事務処理を未然に防止するための取組」に関し、対象機関において不適正な事務処理が生じやすい事務及びその未然防止策の実施状況などについて、特別調書を徴取して確認を行った。

その結果、不適正な事務処理が生じやすい事務として、支出事務（支払遅延、支払金額や支払先の誤り）、入札・契約事務（予定価格の積算誤り、契約保証金の徴収漏れ）が多く挙げられた。これらの事務処理に当たっては、複数職員による確認や職場ミーティングでの業務の進捗管理をはじめ、事務執行チェックシートや各種事務処理マニュアルの活用など、対象機関の状況に応じて、所属長を中心に遅延や錯誤といった不適正な事務処理を未然に防止するための対策がとられていることを確認した。

6 財務事務の適正執行に向けて

令和3年度の定期監査では、指摘等の件数が前年度から27件増加の117件となり、1機関あたりの件数も14の部局等で増加する結果となった。

こうした状況を踏まえ、財務事務の適正執行に向けて、次のような取組が求められる。

(1) 所属長による適切なマネジメント

ひとたび不適正な事務処理が発生すれば、その内容によっては、是正改善のための措置や原因の分析、再発防止策の検討と実施に多くの時間と労力が割かれることになり、その影響は事業者等多方面に及ぶことにもなりかねない。

このため、所属長は職員の状況を常に確認しながら適切なマネジメントを行い、職員同士のコミュニケーションが良好で風通しの良い職場風土を醸成し、事務事業の進捗状況の共有や、協力体制の一層の強化などに取り組まなければならない。

(2) 内部統制の実行性の向上

知事部局において内部統制が本格的に導入されて2年余りが経過し、この間、他の任命権者においても同様の取組がはじまり、事務の適正執行に対する職員の意識向上につながっている。

しかしながら、令和3年度定期監査結果を踏まえると、全ての職員が内部統制の趣旨を十分理解し、主体的に取り組むとともに、もし不適正な事務処理が発生した場合であっても、その原因等を分析し再発防止策を講じることにより、同じ誤りを二度と繰り返すことがないようにすることが重要である。

第3 部局別監査結果

1 総務部（監査対象 10機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
秘書課	書面	令和4年8月2日	星川委員	松田委員
広報広聴推進課	書面	令和4年8月2日	星川委員	松田委員
人事課	実地	令和4年8月5日	松田委員	—
職員育成センター	実地	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員
働き方改革実現課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員
総務厚生課	実地	令和4年9月1日	星川委員	松田委員
財政課	実地	令和4年8月23日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
学事文書課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員
管財課	実地	令和4年8月23日	星川委員	松田委員
税政課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

山形県給与等システム用入力データ作成業務委託（上期）

検査日 令和3年5月13日

請求書受理日 令和3年10月20日

支払日 令和3年10月27日

支出額 64,732円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止のため、事務執行チェックシートを新たに作成し、業務の進捗状況を事務主任者と業務総括者の複数で管理する。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 294件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

運転者が公用車以外の手段を利用する場合、事前に所属長に報告し、運行日誌に記録するとともに旅費担当者も確認し、旅費請求手続をする。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

2 みらい企画創造部 (監査対象 7 機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企画調整課	書面	令和4年8月2日	星川委員	松田委員
市町村課	実地	令和4年7月29日	星川委員	松田委員
くらすべ山形魅力発信課	書面	令和4年7月28日	星川委員	松田委員
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	実地	令和4年8月5日	松田委員	—
総合交通政策課	書面	令和4年8月2日	星川委員	松田委員
やまがた幸せデジタル推進課	実地	令和4年7月29日	星川委員	松田委員
統計企画課	実地	令和4年8月5日	松田委員	—

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

3 防災くらし安心部 (監査対象 8 機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
防災危機管理課	実地	令和4年7月29日	星川委員	松田委員
消防救急課	実地	令和4年7月29日	星川委員	松田委員
消防学校	書面	令和4年1月7日	星川委員	松田委員
消費生活・地域安全課	書面	令和4年7月28日	星川委員	松田委員
食品安全衛生課	書面	令和4年7月28日	星川委員	松田委員
置賜食肉衛生検査所	実地	令和4年1月13日	海老名委員	—
庄内食肉衛生検査所	実地	令和3年12月3日	星川委員	松田委員
新型コロナ対策認証推進課	書面	令和4年7月28日	星川委員	松田委員

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 契約事務

(ア) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないもの

4 環境エネルギー部 (監査対象 6 機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
環境企画課	書面	令和4年7月28日	森谷委員	海老名委員
環境科学研究センター	実地	令和4年1月12日	松田委員	—

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
エネルギー政策推進課	書面	令和4年7月28日	森谷委員	海老名委員
水大気環境課	実地	令和4年7月29日	森谷委員	海老名委員
循環型社会推進課	書面	令和4年7月28日	森谷委員	海老名委員
みどり自然課	実地	令和4年7月29日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

支出負担行為が次年度に行われ、かつ、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

令和3年度「里の名水・やまがた百選」選定書作成

請書受理日 令和3年11月5日

納品検査日 令和3年11月30日

請求書受理日 令和3年11月30日

支払期限 令和3年12月14日

支出伺日 令和4年6月17日

支払日 令和4年6月24日

支出額 183,480円（次年度予算で支出）

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

業務総括者は、事業実施伺の査閲等の際に、当該事業に係る支出事務の執行予定等を記載したチェックリストを作成して所属の共有フォルダーに保管し、課内で共有するほか、支出事務に係る書類の受領について担当者を定めて一括管理し、複数人でチェックする体制とする。

イ 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和2年度（2月補正）環境保全施設整備事業磐梯朝日国立公園念仏ヶ原避難小屋及び狐穴避難小屋壁面部材等補修工事

契約金額 1,277,100円

要契約保証金 127,710円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約締結前に、自所属の事務主任者・業務管理者に加え、審査所管課の支出審査担当者が契約内容を事前審査し、契約保証金の納付を確認することにより徴収漏れを防止する。

ウ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

- a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 2件
 主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県野生イノシシ捕獲等CSF（豚熱）緊急防疫対策事業費補助金

実績報告日 令和3年9月7日

額の確定日 令和4年1月6日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 1件

令和3年度山形県野生イノシシ捕獲等CSF（豚熱）緊急防疫対策事業費補助金

実績報告日 令和3年10月15日

額の確定日 令和4年1月6日

c 実績報告期限から実績報告日までの期間が2箇月以上のもの 1件

令和3年度山形県野生イノシシ捕獲等CSF（豚熱）緊急防疫対策事業費補助金

実績報告期限 令和3年9月26日

実績報告日 令和3年12月2日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

業務分担の見直しにより業務量の分散を図る。

また、事務主任者・業務管理者による確認に加え、定例ミーティングの中で、業務総括者による進捗確認を行い、複数人でチェックする体制とする。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 実績報告日から額の確定日までの期間が、2箇月以上のもの

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

5 しあわせ子育て応援部（監査対象 8機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
しあわせ子育て政策課	実地	令和4年8月5日	海老名委員	—
子ども保育支援課	実地	令和4年7月29日	森谷委員	海老名委員
子ども家庭支援課	実地	令和4年8月30日	星川委員	松田委員
福祉相談センター	実地	令和4年1月14日	松田委員	—
庄内児童相談所	書面	令和4年2月14日	松田委員	—
鶴岡乳児院	書面	令和4年2月14日	松田委員	—
朝日学園	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
女性・若者活躍推進課	書面	令和4年8月3日	海老名委員	—

<指摘事項>

ア 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から1箇月を超えて行わず、また、受注業者からの問合せに対して適切な対応をせず、支払が

遅延したもの 3件 合計 35,025,815円

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県ひとり親家庭への県産品ギフトカタログ提供事業業務委託（1月実績分）

業務完了日 令和4年1月31日
検査日 令和4年5月23日
請求書受理日 令和4年5月23日
支払日 令和4年5月26日
支出額 7,087,575円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務執行チェックシートを活用し執行状況を確認するとともに、担当内ミーティングを定期的に行い、業務のスケジュールや内容を共有する。

また、総括補佐は、月1回、財務会計システムから支出伺及び支出命令のデータを抽出・整理して支出予定額一覧表を作成し、支出伺ごとの支払状況を把握、支出の遅れや漏れがないか確認する。

<注意事項>

ア 契約事務

(ア) 債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から10日を超えて行っていないもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日まで、実績報告日から額の確定日まで、額の確定日から支払までの期間が、いずれか2箇月以上のもの

(イ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続きを行っていないもの

(ウ) 補助金交付申請者に対し、補助金の額の確定に係る通知を行っていないもの

6 健康福祉部（監査対象 15機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
健康福祉企画課	書面	令和4年8月25日	森谷委員	海老名委員
衛生研究所	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
医療政策課	書面	令和4年8月25日	森谷委員	海老名委員
コロナ収束総合企画課	実地	令和4年8月30日	森谷委員	海老名委員
地域福祉推進課	書面	令和4年8月25日	森谷委員	海老名委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	書面	令和4年8月25日	森谷委員	海老名委員
高齢者支援課	実地	令和4年9月1日	森谷委員	海老名委員
障がい福祉課	書面	令和4年8月31日	森谷委員	海老名委員
こども医療療育センター	実地	令和4年1月26日	松田委員	—
こども医療療育センター庄内支所	実地	令和3年11月18日	星川委員	松田委員
最上学園	実地	令和3年12月3日	森谷委員	海老名委員
やまなみ学園	実地	令和3年12月23日	松田委員	—
鳥海学園	書面	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	書面	令和4年2月14日	松田委員	—

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
精神保健福祉センター	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用装具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 343件 合計487,610円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成23年5月1日から令和2年10月28日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

誤徴収を行った対象者には、誤徴収を行った日から還付を行った日までの日数に応じた遅延損害金を加えて還付を行った。

また、全ての徴収事務について正確な文書料金を記載した徴収事務一覧表を作成し、一覧表を用いたチェックを徹底する。

さらに、管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認を行い、ミスを未然に防止する。

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用装具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 55件 合計87,340円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成26年4月1日から令和2年11月6日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

誤徴収を行った対象者には、誤徴収を行った日から還付を行った日までの日数に応じた遅延損害金を加えて還付を行った。

また、全ての徴収事務について正確な文書料金を記載した徴収事務一覧表を作成し、一覧表を用いたチェックを徹底する。

さらに、管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認を行い、ミスを未然に防止する。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計402,930円

主な事例は以下のとおり

ジャンボタクシー利用料 (令和2年5月分)

請求書受理日 令和2年6月10日

支払期限 令和2年6月24日

支払日 令和2年12月11日

支出額 56,980円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計455,199円

主な事例は以下のとおり

ジャンボタクシー利用料（令和2年8月分）

請求書受理日 令和2年9月10日

支払期限 令和2年9月24日

支払日 令和2年12月11日

支出額 77,330円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支払確認表を作成し、例月支払の請求書の受理から支出までを一括して管理するよう事務改善した。

その他、請求書類の専用受付棚を設置し、複数人で納品書、請求書の到着を確認し支払遅延を防止できるように改善した。

ウ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和3年度山形県簡易陰圧装置等設置事業費補助金

実績報告期限 令和3年9月21日

実績報告日 令和4年1月4日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

交付決定通知書に実績報告等の留意事項を記載した事務連絡を添付するほか、補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者に事業の進捗状況を確認する。

また、業務総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適正に執行する。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

7 産業労働部（監査対象 15機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
産業創造振興課	実地	令和4年8月5日	海老名委員	—
大阪事務所	実地	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員
名古屋事務所	書面	令和4年5月27日	森谷委員	海老名委員
産業技術イノベーション課	書面	令和4年8月3日	海老名委員	—
工業技術センター	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター置賜試験場	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
工業技術センター庄内試験場	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
商業振興・経営支援課	書面	令和4年8月3日	海老名委員	—
県産品流通戦略課	実地	令和4年8月5日	海老名委員	—
雇用・産業人材育成課	実地	令和4年8月5日	海老名委員	—
産業技術短期大学校	実地	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
産業技術短期大学校庄内校	実地	令和3年11月18日	森谷委員	海老名委員
山形職業能力開発専門学校	実地	令和4年1月26日	松田委員	—
庄内職業能力開発センター	実地	令和3年11月18日	森谷委員	海老名委員

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続において、日付を遡って納入通知書を発行し、本来発行すべきではない督促状を発行しているもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の支払時期及び金額が適切でないもの

(イ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの

8 観光文化スポーツ部 (監査対象 4機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
観光復活戦略課	実地	令和4年9月1日	森谷委員	海老名委員
文化スポーツ振興課	実地	令和4年9月1日	森谷委員	海老名委員
文化財活用課	実地	令和4年9月1日	森谷委員	海老名委員
博物館	書面	令和4年2月4日	松田委員	—

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

ウ 補助金等交付事務

(ア) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの

9 農林水産部 (監査対象 22機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
農政企画課	実地	令和4年8月25日	星川委員	松田委員
農林大学校	実地	令和4年6月23日	森谷委員	海老名委員
農業経営・所得向上推進課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員
県産米ブランド推進課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員
農業技術環境課	書面	令和4年8月25日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター	実地	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	実地	令和4年6月24日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター水田農業研究所	実地	令和4年6月23日	星川委員	松田委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
農業総合研究センター畜産研究所	実地	令和4年6月23日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター養豚研究所	実地	令和4年6月23日	星川委員	松田委員
病虫害防除所	実地	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
病虫害防除所庄内支所	書面	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
園芸大国推進課	実地	令和4年8月30日	星川委員	松田委員
畜産振興課	書面	令和4年8月25日	星川委員	松田委員
水産振興課	実地	令和4年8月30日	星川委員	松田委員
水産研究所	実地	令和3年11月17日	森谷委員	海老名委員
内水面水産研究所	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
農村計画課	書面	令和4年8月23日	星川委員	松田委員
農村整備課	書面	令和4年8月23日	星川委員	松田委員
森林ノミクス推進課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員
森林研究研修センター	実地	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
専門職大学整備推進課	書面	令和4年8月19日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

講座開催に係る会場使用料

請求日 令和3年4月28日

支払期限 令和3年5月12日

支払日 令和3年8月27日

支出額 2,340円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

2件 合計98,711円

主な事例は以下のとおり

後納郵便料金(7月分)

請求書受理日 令和3年8月26日

支払期限 令和3年8月31日

支払日 令和3年9月9日

支出額 42,161円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

公所において、請求書受領の確認と管理の徹底について注意喚起を行うとともに、業務管理者において週間教育計画や研修実施計画と支出状況を突合し、支出未済の有無を確認する。また、毎月支払うものについては、一覧表を作成し支出状況を管理する。

また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金等の支払を

検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

設備修繕費用

検査日 令和3年9月7日
請求書受理日 令和4年1月31日
支払日 令和4年2月14日
支出額 615,560円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書の提出期限を定め、電話だけでなく面談などを含めて相手方と密に連絡を取り合うことを徹底するとともに、毎月の打合せにおいて事務の進捗状況を報告し、把握する。

また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。

(ウ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用について、職員が私費により支払ったもの 1件
講座開催に係る会場使用料
支出額 16,070円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

公所において、会計事務の取扱いについて改めて周知徹底するとともに、毎月1回実施する課内打合せの中で事務の進捗状況を報告し、把握する。

また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。

イ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘された収入調定の誤りについて、改善を行っていないもの

(内容)

調定額及び収入額を誤った10万円以上のもの 1件 281,569円
令和元年度産米精算金
誤調定額 111,745円
正調定額 393,314円
差額 281,569円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

精算についての正しい事務手続を組織全体で共有するとともに、人事異動時の事務引継において当該事務を重点項目に位置付け、再発防止を図っていく。

また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

ウ 補助金等交付事務

(ア) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの

エ その他

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行って

いないもの

10 県土整備部 (監査対象 14機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
管理課	実地	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員
建設企画課	書面	令和4年8月19日	森谷委員	海老名委員
県土利用政策課	書面	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員
都市計画課	実地	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員
下水道課	実地	令和4年8月23日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
道路整備課	書面	令和4年8月19日	海老名委員	—
道路保全課	書面	令和4年8月19日	海老名委員	—
河川課	実地	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員
砂防・災害対策課	書面	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員
空港港湾課	書面	令和4年8月19日	海老名委員	—
山形空港事務所	実地	令和3年12月20日	森谷委員	海老名委員
庄内空港事務所	実地	令和3年12月3日	星川委員	松田委員
港湾事務所	実地	令和4年6月23日	星川委員	松田委員
建築住宅課	実地	令和4年8月23日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書を受け取っていたにもかかわらず、支払手続を失念し、代金の支払を
 検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 6件 合計1,278,090円

主な事例は以下のとおり

新型コロナウイルス感染拡大防止業務 (令和2年4月25日～5月13日分)

検査日 令和2年5月13日

支払日 令和3年4月19日

支出額 288,750円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書を一箇所に保管し、未払がないか定期的に複数人で確認する。

「請求・支出管理表」を作成し、管理職が月に一度管理表をチェックし、支払遅延が生じないように確認する。

週に一度、庶務担当職員が、業務遂行状況及び収入・支出事務処理状況等について打ち合わせ、情報共有を行い、業務に遅延等が無いか確認する。

イ 債権管理事務

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件 合計142,632円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年7月15日

納入日 令和3年10月1日

金額 81,504円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未済のもの 2件 合計546円

主な事例は以下のとおり

港湾使用料及び占用料（岸壁使用料）

納期限 令和3年5月20日

納入日 令和3年6月28日

金額 375円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

督促期限（納期限後20日以内）に遅れないよう未収金担当と調定担当が連携し、原則、毎日財務会計システムで納入状況の確認を行っており、未収金の発生を確認した場合は、速やかに督促を行っている。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

11 会計局（監査対象 1機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
会計局	実地	令和4年9月2日	森谷委員	海老名委員

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 物品発注に係る書類の引継が不十分だったことにより、支払期限内に支払がされなかったもの

12 村山総合支庁（監査対象 4機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	実地	令和4年7月20日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	実地	令和4年7月20日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済部	実地	令和4年7月20日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁建設部	実地	令和4年7月20日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの
(内容)

児童扶養手当の認定にあたり、児童扶養手当法に基づく養育費の取扱い又は障害基礎年金等に係る算定を誤ったもの 5件 合計478,250円

主な事例は以下のとおり

誤認定額 94,120円
正認定額 329,750円
追給額 235,630円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

養育費の取扱いについて、申告書の記載内容に不備や不足が発生しないよう様式を見直すとともに、チェックシートに養育費に関する項目を盛り込み、決裁時の確認を徹底する。障害基礎年金受給者の児童扶養手当額の算定にあたっては、決裁時に手当額の計算表を添付し、正しく算定されているかを業務管理者及び業務総括者が確認する。

また、児童扶養手当制度に係る勉強会を継続的に開催することにより、係全体での制度理解向上に努める。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

山形県自転車道海味交通広場・西海味交通広場水道開閉手数料

請求書受理日 令和3年12月17日
支払期限 令和3年12月28日
支払日 令和4年4月19日
支出額 2,000円

【対象期間において監査結果に基づき講じた措置の内容】

受領した請求書等の保管場所を明確にするとともに、既存のチェックリストに今回事務ミスが発生した項目を追加して定期的に確認することにより、複数人でチェックする体制とする。

ウ 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定を取り消したもの 1件

令和2年度(明許)河川整備補助事業(防災安全・国補正)須川築堤詳細設計(前明石工区)業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

積算内容の審査の際、審査者ごとにチェックマークの色を変更し、誰がチェックしたのか明確にすることで審査者一人一人に責任感を持たせる。また、審査において重要な事項については、審査者全員の目に触れやすいよう付箋やメモ等を添付し、複数人でのチェックを行う。併せて、各審査者に対し重点的に審査する項目を割り振ることで、審査者の役割と責任を明確にする。

システムの改良によりミスを未然に防ぐことができるものは、システムの改良を検討する。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 課税額を誤った1万円以上のもの

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

ウ 契約事務

(ア) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

13 最上総合支庁（監査対象 4機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	実地	令和4年7月19日	星川委員	松田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	実地	令和4年7月19日	星川委員	松田委員
最上総合支庁産業経済部	実地	令和4年7月19日	星川委員	松田委員
最上総合支庁建設部	実地	令和4年7月19日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 収入事務

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

- a 調定額及び収入額を誤った10万円以上のもの 1件
道路占用料（令和3年度納入分）
誤調定額 8,364,870円
正調定額 8,109,920円
差額 254,950円
- b 調定額及び収入額を誤った1万円以上のもの 2件 合計137,820円
主な事例は以下のとおり
道路占用料（令和3年度納入分）
誤調定額 3,015,340円
正調定額 2,925,310円
差額 90,030円
- c 調定額及び収入額を誤った1万円未満のもの 30件 合計26,080円
主な事例は以下のとおり
道路占用料（令和3年度納入分）
誤調定額 335,790円
正調定額 327,560円
差額 8,230円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

新たに作成した占用料算定チェックリストを用いて、決裁過程におけるチェック体制を強化する。また、経過措置による占用料の積算方法について引継書に記載し、後任者へ確実に伝達する。

イ 契約事務

(ア) 業者の選定・決定が適切でないもの

(内容)

見積合わせによる業者決定後に基準価格区分の設定誤りが判明し、決定の取り消しを行ったもの 1件

令和3年度高坂ダム管理費（最上）高坂ダム予備発電機点検業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

見積り・入札に係る条件設定についての確認漏れを防ぐため、チェックシートの項目の修正を行った。
また、複数の職員がシステムの画面上で入力内容の確認を行うことにより再発を防止する。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 契約事務

(ア) 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないもの

ウ 補助金等交付事務

(ア) 補助金の交付額が3割を超える減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないもの

14 置賜総合支庁（監査対象 4機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
置賜総合支庁総務企画部	実地	令和4年7月19日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	実地	令和4年7月19日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	実地	令和4年7月19日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	実地	令和4年7月19日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 債権管理事務

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件

土地建物使用料（使用許可に伴う令和3年4月分光熱水費）

納期限 令和3年5月31日

納入日 令和3年9月15日

金額 256,738円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務執行チェックシート（収入・債権管理業務）により、光熱水費相当額の確定から調定、納入通知書発行、収納及び債権管理までの進捗管理を業務総括者が行い、複数人でチェックする体制とする。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 課税額を誤った1万円以上のもの

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が、2箇月以上のもの

15 庄内総合支庁（監査対象 4 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
庄内総合支庁総務企画部	実地	令和4年7月20日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	実地	令和4年7月20日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁産業経済部	実地	令和4年7月20日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁建設部	実地	令和4年7月20日	星川委員	松田委員

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 課税額を誤った1万円以上のもの

イ 契約事務

(ア) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

16 東京事務所（監査対象 1 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
東京事務所	実地	令和4年6月6日	星川委員	松田委員

<指摘・注意事項なし>

17 企業局（監査対象 6 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企業局	実地	令和4年7月25日	森谷委員 松田委員	海老名委員 —
村山電気水道事務所	実地	令和4年6月24日	森谷委員	海老名委員
最上電気水道事務所	書面	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	書面	令和4年6月6日	森谷委員	海老名委員
鶴岡電気水道事務所	書面	令和4年6月6日	星川委員	松田委員
酒田電気水道事務所	書面	令和4年6月6日	星川委員	松田委員

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

18 病院事業局（監査対象 5機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
病院事業局	実地	令和4年7月25日	森谷委員 松田委員	海老名委員 —
中央病院	実地	令和4年7月20日	森谷委員	海老名委員
新庄病院	実地	令和4年7月19日	星川委員	松田委員
河北病院	実地	令和4年7月21日	松田委員	—
こころの医療センター	書面	令和4年7月8日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

諸手当の支給誤りが多数発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当について認定等を誤り、追給又は返納を要するもの 14件 合計905,429円

主な事例は以下のとおり

住居手当（令和3年6月から令和4年5月支給分）

既支給額 336,000円

正支給額 0円

要返納額 336,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

内部けん制を有効に機能させるため、期末勤勉手当のデータ入力前に職員勉強会を設定し複数職員により精査する体制を構築する他、各種手当の認定等についても、入力帳票や給与基本台帳等を複数職員によりチェックし、確認体制を強化する。

また、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」にこの度の誤りの原因や再発防止策などを掲載し、病院事業局全体で共有化を図り、他病院での再発を防止する。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

イ その他

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

19 県議会（監査対象 1機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
議会事務局	実地	令和4年9月2日	松田委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

20 教育委員会（監査対象 74機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
教育政策課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
教職員課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
生涯教育・学習振興課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
義務教育課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
特別支援教育課	実地	令和4年9月1日	星川委員	松田委員
高校教育課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
福利厚生課	書面	令和4年8月31日	星川委員	松田委員
スポーツ保健課	実地	令和4年9月1日	星川委員	松田委員
図書館	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
教育センター	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
青年の家	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
朝日少年自然の家	書面	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
金峰少年自然の家	書面	令和4年1月21日	海老名委員	—
飯豊少年自然の家	書面	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
神室少年自然の家	書面	令和4年2月14日	松田委員	—
村山教育事務所	書面	令和4年2月14日	松田委員	—
最上教育事務所	実地	令和3年12月3日	森谷委員	海老名委員
置賜教育事務所	実地	令和3年12月23日	松田委員	—
庄内教育事務所	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
東桜学館中学校	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
山形東高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
山形南高等学校	書面	令和4年1月21日	松田委員	—
山形西高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
山形北高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
山形工業高等学校	実地	令和4年4月26日	松田委員	—
山形中央高等学校	実地	令和4年1月26日	松田委員	—
霞城学園高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
上山明新館高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
天童高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
山辺高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
寒河江高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
寒河江工業高等学校	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
谷地高等学校	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
左沢高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
村山産業高等学校	書面	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
東桜学館高等学校	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
北村山高等学校	書面	令和4年3月14日	星川委員	松田委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
新庄北高等学校	実地	令和4年4月26日	松田委員	—
新庄南高等学校	実地	令和3年12月3日	森谷委員	海老名委員
新庄神室産業高等学校	書面	令和4年1月21日	松田委員	—
米沢興譲館高等学校	実地	令和4年1月13日	海老名委員	—
米沢東高等学校	実地	令和3年12月23日	松田委員	—
米沢工業高等学校	実地	令和4年2月8日	松田委員	—
米沢商業高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
置賜農業高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
南陽高等学校	書面	令和4年2月4日	松田委員	—
高畠高等学校	実地	令和4年1月13日	海老名委員	—
長井高等学校	書面	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
長井工業高等学校	実地	令和3年12月23日	海老名委員	—
荒砥高等学校	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
小国高等学校	実地	令和3年12月23日	海老名委員	—
鶴岡南高等学校	書面	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
鶴岡北高等学校	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
鶴岡工業高等学校	実地	令和3年12月20日	星川委員	松田委員
鶴岡中央高等学校	実地	令和3年11月18日	森谷委員	海老名委員
加茂水産高等学校	実地	令和3年11月17日	森谷委員	海老名委員
庄内農業高等学校	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
庄内総合高等学校	実地	令和3年11月18日	星川委員	松田委員
酒田東高等学校	書面	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
酒田西高等学校	実地	令和3年11月17日	星川委員	松田委員
酒田光陵高等学校	実地	令和3年11月17日	星川委員	松田委員
遊佐高等学校	実地	令和3年11月17日	星川委員	松田委員
山形豊学校	書面	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
山形養護学校	書面	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
村山特別支援学校	実地	令和4年2月8日	松田委員	—
山形盲学校	書面	令和4年1月21日	海老名委員	—
ゆきわり養護学校	実地	令和4年1月26日	松田委員	—
上山高等養護学校	実地	令和4年1月14日	松田委員	—
楯岡特別支援学校	書面	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
新庄養護学校	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
米沢養護学校	書面	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
鶴岡養護学校	書面	令和4年1月7日	星川委員	松田委員
鶴岡高等養護学校	実地	令和3年11月17日	森谷委員	海老名委員
酒田特別支援学校	書面	令和4年1月7日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

関係規程の取扱いを誤り、施設使用料の還付手続を行っていないもの
67件 合計132,900円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料

過誤納額 5,800円

還付事由の生じた日 令和元年12月11日

還付日 令和3年4月12日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

施設使用料について、関係法令に準拠した適正な取扱いを徹底することとし、施設利用者に対し、施設を使用しなかった日がある場合は、既に支払った使用料を還付する旨の説明を行うことにより、適正に処理する。

(イ) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの
3件 合計15,577円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料（使用許可に伴う光熱水費）

使用日 令和3年6月19日

調定すべき日 令和3年8月10日

調定日 令和3年9月24日

調定額 5,174円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

再発防止のため、所属内で共有する「使用許可一覧」に、新たに「調定見込時期」欄を加え、業務管理者、業務総括者も確認を行う。また、使用許可に伴う光熱水費については、学校全体の電気料等の請求額を基に調定額を算定することから、毎月、支出担当者から使用許可担当者に請求書の写しを確実に提供し、請求の見落としによる遅延を防止する。

イ 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

納入義務者に対し納入の通知をせず、職員が私費により納付したもの 14件
合計58,981円

主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（自動販売機の令和4年1月分電気料）

金額 7,489円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、収入及び契約のスケジュールを事務室内に掲示し、進捗

状況を書き込み、事務室内で共有するとともに、月3回、事務部長が財務会計システムで調定収入状況を確認する。

ウ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計27,208円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物収集運搬業務委託（令和2年8月分）

請求日 令和2年9月9日

支払日 令和3年1月8日

支出額 17,830円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの
5件 合計98,282円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物収集運搬業務委託（令和2年10月分）

請求日 令和2年11月9日

支払日 令和3年1月8日

支出額 30,460円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、支払予定一覧表や物品発注管理簿を作成し、発注から支出までの進捗状況の共有化を図り、管理職が処理状況を定期的に点検するとともに、本校から金山校へのサポート体制を強化する。

また、請求書は専用ボックスに入れ、未処理の請求書の有無を複数の職員で相互確認できるようにし、事務処理の遅延を防止する。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 2件 合計19,800円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年6月7日

支払日 令和3年11月9日

支出額 9,900円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの
3件 合計69,300円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年8月4日

支払日 令和3年11月9日

支出額 49,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支出管理表を作成し、定期的な支出に係る履行状況の可視化を図り、業務管理者など複数職員によるチェック体制を強化する。

(ウ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 3件 合計3,798,300円

主な事例は以下のとおり

新庄北高等学校最上校高圧気中開閉器更新工事

検査日 令和3年10月29日

請求書受理日 令和4年4月1日

支払日 令和4年4月15日

支出額 698,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、請求書の催促等の漏れを防止するため、業者から受理した支出前の納品書、請求書等を事務室内の専用箱に入れて共同で保管し、月3回、事務部長と担当者が請求書の有無や支払期限等を確認する。

また、契約及びそれに基づく支出のスケジュール等の一覧表を掲示し、進捗状況を書き込み、事務室内で共有する。

(エ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 112件

3箇月超 146件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費支給事務について、これまでは給与・服務事務担当者が毎月、給与報告終了後に行っていたが、担当を一般支出事務担当者に変更し、月初めから一般支出事務と並行して事務処理を行い、速やかに旅費を支給できる体制に改めた。

また、業務管理者は、毎月20日を目途に前月分の出張に係る旅費支給の処理状況を点検し、未処理分について担当者に事務処理を指示し、その後の処理状況を確認したうえで、業務総括者に報告する。業務総括者は、担当者・業務管理者に対し、必要に応じ事務処理等について指示し、速やかな事務処理に努める。

エ 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

校舎内清掃業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務室職員全員で入札事務の処理手順等を再確認するとともに、入札関係書類の作成にあたっては、村山総合支庁総務課出納室に指導や事前審査を依頼するなど、入札ミスの防止に努める。

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

出力ユニット増設工事

契約金額 1,265,000円

要契約保証金 126,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

建設工事請負契約約款による契約が見込まれる場合、契約保証金の納付・免除手続に要する期間を考慮した発注スケジュールとする。また、業務管理者、業務総括者が契約保証手続の点検を行い、保証金受領等の後、発注担当者が契約について起案、決裁を受けることにより、ダブルチェックを徹底する。

(ウ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

渡り廊下屋根修繕

契約金額 1,716,000円

要契約保証金 171,600円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

建設工事関係の規定について、必要に応じてすぐに確認できるよう「建設工事関係例規集」として整備するとともに、「建設工事事務処理チェックシート」を作成し、複数職員でのチェックを徹底する。

オ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

変更交付決定等に伴う補助金の返還について、戻入決定が遅延したものや督促状を発行していないものがあるなど、手続が適切でないもの 21件

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県競技スポーツ強化費補助金

変更交付決定日 令和3年8月6日

戻入決定日 令和3年10月5日

納期限 令和3年10月22日

納入日 令和3年12月29日

戻入金額 403,714円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金の返還を含む適正な交付事務手続について、改めて課内で周知徹底するとともに、事務執行チェックシートの項目に、変更交付決定以降の具体の事務手続を追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数の職員による事務の進捗状況等の確認・管理を行う。

カ 財産管理事務

(ア) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 9件

主な事例は以下のとおり

教育財産の区分 体育館

使用期間 令和2年10月1日から令和2年12月24日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、教育財産の管理に係る事務処理マニュアルを整備し、事務職員による事務処理の共通化を図る。

また、使用許可申請書は専用ボックスに入れ、未処理の申請書の有無を複数の職員で相互確認できるようにするとともに、使用許可一覧表を作成し、使用許可申請から使用料の収入までの進捗状況の共有化を図り、管理職が処理状況を定期的に点検する。

キ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

5件 合計3,502,524円

主な事例は以下のとおり

令和2年度除雪及び排雪業務委託（令和3年1月分）

請求書受理日 令和3年2月8日

支払期限 令和3年3月9日

支払日 令和3年4月30日

支出額 1,327,700円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、書類整理、情報共有、事務処理状況の確認を強化し、業者から受理した請求書等の共同保管と複数人による確認、契約及び支出スケジュール等の事務室内共有化、事務部長による財務会計システムの定期確認により、支払遅延等を確実に防止する体制とする。

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

住居手当について、支給の始期の誤りにより返納を要するもの 1件

令和3年4月支給分

既支給額 14,500円

正支給額 0円

要返納額 14,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

住居手当の認定に際しては、賃貸借契約書の特記事項も含め、契約内容を事務室全体で確認するよう徹底する。

また、給与事務に係る引継書に上記内容を明記し、担当職員の異動があっても適正執行が確保されるよう改める。

<注意事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 教育財産使用料に係る調定収入票を紛失したもの

イ 収入事務

(ア) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

(ウ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延して

いるもの

(エ) 自動販売機設置貸付契約の減額変更に係る貸付料の還付手続が遅延したもの
ウ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(ウ) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から2箇月を超えて遅延しているもの

(エ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

(オ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

エ その他

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

21 警察本部 (監査対象 15機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
警察本部	実地	令和4年9月2日	星川委員	松田委員
山形警察署	実地	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員
上山警察署	実地	令和4年1月14日	松田委員	—
天童警察署	実地	令和3年12月20日	森谷委員	海老名委員
寒河江警察署	実地	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
村山警察署	書面	令和4年2月24日	松田委員	—
尾花沢警察署	書面	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
新庄警察署	書面	令和4年1月21日	海老名委員	—
庄内警察署	実地	令和3年11月18日	星川委員	松田委員
酒田警察署	書面	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
鶴岡警察署	実地	令和3年12月20日	星川委員	松田委員
長井警察署	書面	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
小国警察署	実地	令和3年12月23日	海老名委員	—
南陽警察署	実地	令和4年2月8日	松田委員	—
米沢警察署	書面	令和4年2月4日	松田委員	—

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの

イ 支出事務

(ア) 契約書で定める支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 検収の事務処理が適切でないもの

(ウ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に

行われなかったもの

22 その他委員会等（監査対象 3機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
監査委員事務局	書面	令和4年8月31日	森谷委員	海老名委員
人事委員会事務局	書面	令和4年8月31日	森谷委員	海老名委員
労働委員会事務局	書面	令和4年8月31日	森谷委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>